

憲法記念日に寄せて

日本国憲法は、アジア・太平洋戦争の惨禍と軍国主義への深い反省に基づき、個人の尊厳を中核にした徹底的な平和主義を掲げて1947年に施行されました。日本国憲法は、一人ひとりが平等に個人として尊重されること、誰もが命を守られて人間らしく生き幸福を追求できることを最も大切な価値であるとしています。

その実現のため、日本国憲法は、権力に縛りをかけて、国に対して、戦争を禁じ、基本的人権の実現のための積極的な施策を命じています。

今年2月24日、ロシア連邦がウクライナに対して軍事侵攻を開始し、この2カ月余りの間に多くの街が破壊され多数の市民の命とくらしが奪われました。国連憲章に明確に違反する侵略行為が、核兵器による威嚇を伴って強行されたものであり、国際人道法に違反する数々の戦争犯罪が行われたことも指摘されており、断じて容認できません。

私たちは、日本国憲法の掲げる平和的生存権が、戦争や暴力の応酬が絶えない今日の国際社会において、全世界の人々が平和に生きるための全ての基本的人権の基礎となる人権であることを強く自覚するとともに、今回の軍事侵攻を機に改めて、平和的生存権が広く確保され実現されることを望みます。

また、未だに収束をみない新型コロナウイルス感染拡大は、市民の生命健康だけでなく、地域経済、とりわけ女性や高齢者、生活困窮者、中小零細事業者、学生、子ども、外国人など弱い立場の人々のくらしに多大な影響を与えています。コロナ禍によって貧富の格差拡大と貧困化がますます進行する中、誰ひとり取り残されることなく、差別なく支援を行き渡らせるべきこともまた、日本国憲法が強く要請しているところです。

私たち宮崎県弁護士会は、日本国憲法の掲げる理念、基本的人権や平和的生存権の護り手として、国や社会に対して声を上げ続け、市民に寄り添って必要な法的支援を提供するなどしてその期待に応えられるよう、より一層邁進いたします。

2022年（令和4年）5月3日

宮崎県弁護士会

会長 川添正浩

